申請の流れ

・該当年度の4月1日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。
・年度をまたいで建設される住宅についても、補助可能となります。

※ただし、翌年度の予算が成立した場合に交付が可能になるため、補助金の支払いが確約されるものではありませんのでご注意ください。

工事の流れ

補助金の手続

（イ）売買契約締結

施工業者が工事

工事延長

①事前着手届

①売買契約書の写しを添付し、事前着手届を提出してください。

②交付申請
予算上限に達するまで

②事前着手届を提出後、住宅の引き渡しよりも30日前までに交付申請書類を提出してください。

③交付決定

③市の審査が完了次第、補助金の交付決定をします。

④年度内の完成ができないことが分かった段階で、速やかに市へその旨報告してください。

④変更申請

⑤変更決定

該当年度対応

（ハ）完成・引渡
★翌年度に完成・引渡

⑧完了報告

補助金交付

⑨住宅の完成・引渡後に市に報告及び補助金の請求をしてください。
市から補助申請者へ補助金を交付します。

⑥新年度になったら改めて交付申請をしてください。

⑥（新年度）交付申請

⑦（新年度）交付決定

翌年度対応

（６）工期の延長により年度をまたいで完成する建売住宅の場合
※工期が想定よりも延長した結果、当初は年度内に完成する予定だったが、完成・引き渡しが翌年度になった場合

住宅（ 物件 ）毎に手続き